# 入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式)】

業務名称:全世界プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善」(一般競争入札(総合評価落札方式))

調達管理番号:20a00439

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

第4章 経費積算に係る留意事項

第5章 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項

第6章 契約書(案)

別添様式集

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」と させていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月9日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

# 第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月9日(水)

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3. 競争に付する事項
- (1)業務名称:全世界プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設の 衛生行動改善」(一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約期間 (予定): 2020年11月から2022年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、 業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案す ることを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説 明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、 必要な調整を行います。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降): 契約金額の6%を限度とする。

#### 4. 窓口

#### 【選定手続き窓口】

〒 102−8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部 担当者:契約第一課 三義 望 Miyoshi, Nozomu@jica. go. jp

實川 真理子 Jitsukawa. Mariko@jica.go.jp

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

地球環境部 水資源第二チーム

#### 5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の 構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供すること を含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行して いない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団 等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争開始日(入札書の提出期限日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(入札会での落札宣言日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c)契約相手確定日(入札会での落札宣言日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

また、本件業務の受注者(共同企業体を結成する場合は、その構成員)は本件業務で予定している国際 NGO への委託に対する競争への参加、JICA と国際 NGO との契約の下請負人となることを認めません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届の、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

#### 6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1)提出期限:2020年9月18日(金)正午まで

2)提出先 :上記4. 窓口

3)提出方法:電子メール

<u>(公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、</u> 原則としてお断りしています。ご了承下<u>さい。)</u>

- (2)上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
  - 1) 2020年9月24日(木)までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)
  - 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争 参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金 額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### (3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の

内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

#### 7. 入札書・技術提案書の提出

- (1)提出期限:2020年10月2日(金) 12時
- (2)提出方法:

技術提案書・入札書(押印付)とも、電子データ(PDF)での提出を原則とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを <u>e-koji@jica.go.jp</u>へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4)提出書類:技術提案書/入札書
- (5)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと き

#### 8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年10月16日(金)までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年10月19日(月)午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

#### 9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時:2020年10月20日(火) 14時~
- (2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構内 会議室

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につき ましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、落札者の宣言を行いません。この場合、別途新たな提出期限を定めて、再度入札書を提出することを求めることがあります。

(5) その他

入札会に引き続き、落札者と当機構調達・派遣業務部及び案件主管部にて、契 約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知おき願います。

#### 10. 入札書

- (1)入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価 (円)(消費税込)をもって行います。
- (2)入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札 価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなし ます。
- (3)競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4)競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を 提出したものとみなします。
- (5)入札保証金は免除します。
- (6)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2)入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の 押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データ での送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、 メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11. 落札者の決定方法

#### (1)評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

#### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある。またがから見ばがかけます。	90%以上
る業務の履行が期待できるレベルにある。	
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分	80~90%
期待できるレベルにある。	0 0 0 0 70
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履	70~80%
行が十分できるレベルにある。	7076090
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達してい</u>	6.0 ~ . 7.0 %
ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で	
あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、	40~60%
全体業務は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内	
容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	4 0 %以下
<u>をもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	

#### (3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額(応札額)が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格一見積価格) / 予定価格] × 100+80 【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120- [(予定価格-見積価格)/予定価格] × 100 なお、予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

#### (4)総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、

合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × O. 8 + (価格評価点) × O. 2

#### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき 総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とし ます。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ 引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であるこ
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

#### 12. 入札会手順等

- (1)入札会の手順
  - 1) 技術点の発表 競争参加者各社の技術評価点を発表します。
  - 2)開札及び入札書の内容確認 既に提出されている入札書電子データのパスワードを <u>e-koji@jica.go.jp</u>へ送 付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。
  - 3)入札金額の発表各競争参加者の入札金額を読み上げます。
  - 4) 予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。
  - 5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書(PDF)とパスワード(別送)を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス: e-koji@jica.go.jp

2回目以降の札の送付に際しても、1回目と同じ入札書の様式(別添様式集参照)を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押 印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの 送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール 本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

#### 7)入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように 入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、e-koji@jica.go.jp へ送付 してください。

#### (2)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

#### (3)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

#### 13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書 (「別添様式集」参照) の提出をいただきます。
- (2)「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6章 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

#### 14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1)競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力 機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規 定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反 社会的勢力」という。)である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4)競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- 7)競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていた だくことが趣旨です。

# 16. その他

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成する

ためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

## (2)技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

#### (4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。 また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6)技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、評価結果の通知日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

# 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際 の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付され る特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、 競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行 う場合があります。

#### 1. 業務の背景・目的

WHO が作成した COVID-19 予防のためのガイダンス¹によると、一般家庭、学校、 保健・医療施設における手指衛生(衛生行動)は飲料水の安全性と並んで非常に重要 な要素とされている。また、開発パートナー、国際 NGO、各国政府機関はパンデミ ックが始まる以前から衛生状況が不十分であった開発途上国において、衛生行動に関 する啓発活動、手洗い場の設置等を通じた COVID-19 対策及び資金の支援を急遽実施 している。

一方、SDGs の水供給・衛生部分のモニタリングを行っている Joint Monitoring Programme (WHO と UNICEF が実施。以下、「JMP」) は、2020 年 4 月後半、緊急 に家庭、学校、保健施設における衛生行動の現状をまとめた文書「Hygiene baseline pre-COVID-19<sup>2</sup>」を発信した。この文書では COVID-19 が問題となる以前の手指衛生 の世界的な状況をベースラインとして国、地域別でまとめており、世界レベル(途上 国のみ)では一般家庭の40%、学校の50%が石鹸を備えた手洗い施設にアクセス出 来ていないとしている。また、COVID-19 対策の最重要施設である保健施設に関して は、石鹸を備えた手洗い施設へのアクセスに関するデータが不十分であるとして、公 表できていない。学校、保健施設の WASH の状況に関しては JMP から発行されてい る「Drinking Water, Sanitation and Hygiene in School (2018) 3」及び「WASH in Health Care Facilities (2019) 4」の中で、より詳細に報告されている。

JICA は衛生改善 (衛生的なトイレの設置 (Sanitation) と衛生行動改善 (Hygiene)) に関して、アフリカ諸国を中心に水供給改善プロジェクトや海外協力隊の派遣を通じ てフィールドで活動を実施してきた。JICA による衛生改善の方向性や方法をまとめ た文書としては、2008年に「日本の国際協力における衛生支援ガイドブック」があ る。これは衛生的なトイレの利用推進に関してまとめたものであるが、衛生行動改善 に関しての記載は極めて限定的である。同じく 2008 年に執務参考資料としてまとめ た「村落衛生に関する国際協力の手引き」もあるが、家庭・学校における衛生行動改 善を対象としており、保健施設における衛生行動改善は記載していない。現状を考慮 すると、学校・保健施設における衛生行動改善をカバーする最新の執務参考資料が必 要である。

上記を踏まえ、プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設にお ける衛生行動改善」(以下、「本研究」)を実施することとした。本研究の目的は以下の とおりとする。

Water, sanitation, hygiene, and waste management for the COVID-19 virus: interim guidance

https://www.washdata.org/sites/default/files/documents/reports/2020-05/JMP-2020-COVIDregional-hygiene-snapshot-SA.pdf

https://data.unicef.org/resources/wash-in-schools/

https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/311620/9789241515504-eng.pdf

- (1) 国際 NGO との連携を通じてサブサハラアフリカおよび南アジアでパイロット活動を実施し、途上国の学校及び保健施設での COVID-19 対策及び衛生行動改善5に貢献する。
- (2) パイロット活動の成果を基に、JICA の衛生行動改善に関する執務参考資料を 既存の文書を参考にして新たに作成するとともに、活動で得られた成果物、 知見を日本・対象国を含む国々に対して発信する。

#### 2. 業務実施上の留意事項

#### (1)対象分野と対象地域

本研究の対象分野は水供給・衛生分野(英語表記では Water, Sanitation and Hygiene: WASH、衛生は衛生施設と衛生行動とする)とし、対象となる活動は、家庭、学校、保健施設の衛生行動改善の内、学校、保健施設における活動とし、各家庭への直接的な活動は含まない。COVID-19 予防として手洗いが重要視されているものの、本来、手洗いは水系感染症予防のための重要な手段であり、水系感染症の予防、健康増進、公衆衛生等に対する意識を高め、衛生行動の変容によってそれらの開発目的の達成に貢献する点も考慮して本研究を実施する。

対象地域(パイロットサイト)としては、今後更なる衛生行動改善が必要と思われるサブサハラアフリカから2か国(マダガスカル及びタンザニアを予定)、南アジアから2か国(ネパール及びバングラデシュを予定)を選び、各国から1県、合計4県を選んで活動を実施する。なお、バングラデシュでの本研究を通じた衛生行動改善活動は、学校のみ(保健施設は含まない)を対象とする。

#### (2)業務の基本構成とスケジュール

本研究は、学校・保健施設での衛生行動を通じた COVID-19 対策に関し、①衛生行動に関する基礎情報収集・分析・業務方針の検討、②企画競争による国際 NGO の選定・調達の支援(契約自体は JICA が直接実施)、③パイロット地域における学校・保健施設の WASH(水供給・衛生・衛生行動)のベースライン調査、④学校・保健施設における衛生行動改善のための資機材・施設の供与・設置を通じた感染症予防対策の実施、⑤学校・保健施設における衛生行動に関する啓発活動、⑥ベースライン調査を実施した学校・保健施設におけるエンドライン調査、⑦パイロット地域における衛生行動改善ハンドブックの作成、⑧JICA 執務参考資料の作成及び成果・知見の発信の 8つの業務を行うものである。次ページ表 1 に、これら①から⑧に関する業務における、JICA、受注者(コンサルタント)、国際 NGO の役割及び責任を示す。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 衛生行動改善の主眼はCOVID-19を含む感染症等の病気の予防、健康増進、公衆衛生等に対する 意識を高め、衛生行動の変容によってそれらの開発目的の達成に貢献することを目指すもの。

表1: JICA、受注者、国際 NGO の役割と責任

	、文注1、国际 NGO の役割と負任
関係者	役割と責任
JICA	② 企画競争による連携国際 NGO の選定・調達
	(ア)本研究に基づく現地活動に関する先方政府との協議、合意の形
	成
	(イ)国際 NGO の選定のための企画競争(予定)の実施
	(ウ)企画競争関連や契約書の参考雛形の受注者への提供6
	(エ)国際 NGO の活動に関する TOR(案)の作成
	(オ)企画競争による国際 NGO の選定
	(カ)国際 NGO との契約締結
	(キ)国際 NGO への活動状況に対するコメント発信
	(ク)国際 NGO の契約履行状況の検査
	(ケ)国際 NGO への支払い
	⑧ 成果・知見の発信
受注者	① 衛生行動に関する基礎情報収集・分析・業務方針の検討
(コンサ	② 企画競争による連携国際 NGO の選定・調達の支援
ルタン	(ア)本研究に基づく現地活動に関して、先方政府と JICA が行う協
<b>       </b>	議に対する支援(協議への参加、先方政府と JICA の合意事項
	案の作成等)
	(イ)国際 NGO 選定のための企画競争説明書案等の作成(JICA の雛型に基づいて改編)
	(ウ)国際 NGO の活動に関する TOR の作成
	(エ)TOR に基づく国際 NGO への委託業務の積算
	(オ)国際 NGO の選定に関する JICA への支援 (選定評価の参考とな
	る企画書の比較・分析レポートの作成等)
	(カ)JICA と国際 NGO との契約書案の作成(JICA の雛型に基づく)
	③ ~ ⑦ 現地活動の実施
	(ア)国際NGOの活動状況のモニタリング(週に1回程度の国際NGO
	との活動方針確認や進捗会議、国際 NGO から提出される月報
	の確認と JICA への報告及び国際 NGO へのフィードバック)
	(イ)国際 NGO から JICA に提出される活動レポートなどを確認し、
	JICA へのコメント提出
	(ウ)国際 NGO の成果や成果品等を確認し、JICA へ確認結果を説明
	⑧ JICA 執務参考資料(原稿案)の作成及び、成果・知見の発信のため
	の資料作成
国際	③ ~ ⑦ 現地活動の実施及び活動レポート、業務完了報告書等成果品
NGO	の作成(JICA と締結する契約(TOR)に基づく活動)

-

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> JICAが作成している在外事務所におけるローカルコンサルタント契約の雛形 (Sample Request for Proposal、Sample TOR、Sample Breakdown of Cost Estimate、Sample Form of Contract)を配布資料にて配布します。国際NGOの企画競争関連書類、TOR、契約書等の書類はすべて英文とします。

対象国の政府に対しては、パイロット活動実施開始前に JICA より直接コンタクトを取り、本研究実施に関する合意文書を締結する。

ベースライン調査及びエンドライン調査の実施に際しては、その調査デザインおよび実施方法について JICA 緒方貞子平和開発研究所のガイダンスに基づき下記(3)の内部検討会にて決定し、コンサルタントにより国際 NGO に説明・協議することとする。その際、ランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial: RCT)の導入を第一に検討する。RCT の実施が困難な場合においても、非介入群を設定するデザインを前提とし衛生改善活動の効果を検証する。

研修・啓発活動の対象者は、対象施設の教員、生徒、医師を含む施設職員とし、活動を管轄する行政組織・行政官に対しては、他実施機関(他ドナーや他 NGO)との調整、対象保健施設・学校の選定・水源確保等に関する相談、現地で使われる衛生行動ハンドブックなどの文書作成に関するコメント依頼及び実施される研修・啓発活動への同席依頼などを通じて活動に参加してもらうこととする。

なお、本研究の目的は衛生行動の改善であるが、手洗い場の設置啓発活動を行う前提として安全な水が必要であり、衛生的なトイレが不可欠となる。従って、大規模な水源開発などの活動は行わないものの、配水管から学校への接続、安価な手押しポンプ井戸の設置など小規模な水源の確保、必要な衛生環境を保証するためのトイレの設置/改善についても本研究を通じて実施する。

本研究の実施期間は合計 1 年 5 か月間とする。コンサルタントの業務開始から約 1 ヵ月で既存のデータおよび資料の分析、その後 2 か月程度で提携 NGO の選定を実施する。パイロット活動は上記③~⑦までであり、これらの活動を約 1 年間実施する。残りの 2 か月で重点的に成果の整理を行うが、知見の発信に関してはパイロット活動終了時のみならず、本研究の進捗に合わせて随時外部に向けて JICA から基本として発信する。外部発信に関してはフィールドで役立つマニュアルや国際会議をターゲットとしたプレゼンテーション資料作成を含むこととする。

#### (3) 内部検討会の設置

本研究の実施にあたって JICA は、地球環境部、緒方貞子平和開発研究所、その他 関連部、本業務の受注者等により構成される内部検討会を組織する。内部検討会は基 本的に毎月開催し、情報や分析結果の更新を行う。受注者は、本検討会で必要な資料 を準備し説明を行うとともに、JICA の考え方や要望事項を踏まえつつ、業務の実施 や報告書の取り纏めを行う。以下、主要な内部検討会の開催時期(案)を示す。

2020年 11 月頃 業務方針確認、提携 NGO の TOR 案に関する協議、業務ア

ウトプットイメージの共有

2021年1月頃 パイロット活動の実施方針確認、ベースライン調査及びエン

ドライン調査方法・内容の確認

2021 年 10 月頃 パイロット活動の進捗、執務参考資料作成の方向性、外部発

信資料に関する確認

2022年1月頃 最終報告書(案)に関する協議

#### (4) 本研究によって期待される成果

本研究を実施することにより期待される成果は以下の通り。

1)対象 4 か国のパイロット地域での学校・保健施設における WASH の現状が、

JMP が SDGs のモニタリングに用いている「達成ラダー $^7$ 」に照らして評価される(ベースライン調査)。

- 2) 国際 NGO による学校、保健施設を対象とした手洗い場等のハードウェア整備 により、感染症予防の行動がとられるようになる。
- 3) 学校、保健施設において、衛生行動に関する必要な啓発・研修活動が実施され、 教員、生徒、医師を含む保健施設職員の衛生行動に関する理解が高まる。
- 4)実施されたパイロット活動によって得られた結果・知見を基に現地で使用される学校・保健施設における衛生行動ハンドブックが作成/更新される(JICA-NGOのロゴを入れてできるだけ広く配布)。
- 5) ベースライン調査を実施した学校・保健施設における衛生行動のプロジェクト 終了時における状況が明らかになる(エンドライン調査)
- 6) 上記パイロット活動によって得られた知見及び JICA の既存の衛生行動改善に関するガイドブック/執務参考資料を基に、学校、保健施設における衛生行動改善活動に関する JICA 職員のための執務参考資料が作成される。
- 7) 本研究によって得られた知見がまとめられ、国際的に発信される。

#### (5) 受注者の現地渡航について

受注者による対象4か国への現地訪問を実施する。ただし、COVID-19の感染状況により、延期・中止の可能性がある。

#### 3. 業務の内容8

(1)衛生行動に関する基礎情報収集・分析・業務方針の検討(2020年11月~12月) JICAの衛生行動に関する項目を含む執務参考資料、UNICEF、WHO、国際NGO等による衛生行動改善に関するウェブサイト・文書及び衛生行動に関するSDGs(ゴール6及び3)達成状況をレビューし(対象4か国を重点的に全世界)、衛生行動改善を通じた国際的なCOVID-19対策の潮流、各国際機関、JICAを含む開発パートナー、NGOによる活動を整理する。その後、収集した情報の分析結果を踏まえて本研究の業務方針案を作成し、内部検討会のコメントを基に最終化する。

#### (2)パイロット地域の選定

対象国はサブサハラアフリカから 2 か国(マダガスカル及びタンザニアを予定)、 南アジアから 2 か国(ネパール及びバングラデシュを予定)とし、4 か国からそれぞれ 1 県ずつをパイロット地域として選定する。パイロット地域は、更なる衛生行動の改善が必要な地域とし、他援助機関による活動との重複を避けることを前提として、指名対象の国際 NGO が提案するものとする。ただし、上記の条件を満たした上で、可能であれば JICA が実施中の水供給に関する他プロジェクトとの相乗効果を図るため、業務開始までに JICA が特定の県を指定する可能性もある。

バングラデシュでの本案件を通じた衛生行動改善活動は学校を対象としたもののみとし、保健施設に関する衛生行動改善に関しては別途ジェソール県で JICA によって実施されている保健施設の COVID-19 対策活動「Community Empowerment

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> JMP WASH in schools モニタリングページ及びJMP WASH in Health care facilities モニタリングページを参照。<a href="https://washdata.org/monitoring/schools">https://washdata.org/monitoring/health-care-facilities</a>

<sup>8</sup> ここでの記載を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

Program (スタンドアローン型)」<sup>9</sup>の成果を活用することとする。本事業の情報や成果は JICA から受注者に提供する。小学校の衛生行動改善に関しては、JICA で現在実施中及び今後実施予定のロヒンギャ避難民のホスト・コミュニティ支援<sup>10</sup>との相乗効果を考慮してコックスバザール県を選定することとし、ロヒンギャ避難民による影響が著しいウキア郡、テクナフ郡にて重点的に活動を実施する。

#### (3) 国際 NGO の選定(2020年11月~2021年2月)

COVID-19 対策及びそれ以前から衛生行動改善活動を行っており、対象国であるマダガスカル、タンザニア、ネパール及びバングラデシュにおいて豊富な経験を持つ国際 NGO を提携候補として選定する。学校及び保健施設での衛生行動改善活動の経験を持つ団体が望ましい。上記 4 か国で衛生行動改善活動を実施している国際 NGO はWaterAid、World Vision、ICRC、Plan International<sup>11</sup>等があるが、活動内容を分析の上、企画競争における指名先となる NGO を JICA に提示、JICA と相談の上、本調査のコンセプトを指名先に対して、説明する。(上記 4 NGO は全て日本にも事務所を置いている)。

国際 NGO の調達については JICA (本部) が実施する。受注者 (コンサルタント) はそのための、NGO 指名先の検討・提案、調達手続き、TOR や契約書案作成などの 支援を JICA に対して行う (表 1 参照)。

#### (4) パイロット活動の実施(2021年2月~2022年1月)

選定された国際 NGO を通じた活動内容は以下の通りとする。受注者は、選定された国際 NGO による現地活動や JICA の実施監理に対し、支援を行う。

#### 1) ベースライン調査

ベースライン調査ではパイロット地域内の学校、保健施設を対象に WASH の状況を調査する。調査の項目としては JMP が採用している達成ラダーの他、生徒の欠席日数等、学校や保健施設の活動のうち国際 NGO が WASH 以外の側面からも介入の効果を測るためのデータを収集する。その他、必要と思われる情報の収集についても適宜追加する。ベースライン調査の対象となる学校、保健施設に関しては、対象地域にある公立の小学校、公立の病院・診療施設の内、予算、統計的妥当性を考慮した上で改善活動対象施設を含む一定数を選択する。

調査の実施方法に関しては、対象地域の文化・風習、COVID-19の感染度合によって状況が異なるため、JICA、国際 NGO、受注者が COVID-19 予防に十分配慮した上で、より良い方法に関して協議する(必ずしも質問者が質問票を持ってすべての施設を訪問する必要はなく、リモートによる調査方法も検討する)。なお、ベース

<sup>9</sup> JICAバングラデシュ事務所によるCOVID-19対策活動であり、現地NGOとの協働による保健施設内での衛生行動改善を目的としている。活動内容はジェソール県内における保健施設の衛生状況の把握・分析を行うとともに郡病院での衛生行動改善に関する施設の設置、研修・啓発活動を通じてジェソール県内の保健施設の衛生行動改善に貢献するものである。活動実施期間は2020年11月から2021年11月までを予定している。

<sup>10</sup> 実施中の活動は、技術協力「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」での生活習慣病の予防・治療 強化活動、円借款「小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資事業」でのホスト・コミュニティ農業支援、円借款「地方行政強化事業」による学校改修・道路整備等の小規模インフラ支援等。

<sup>11</sup> Plan International はタンザニア、ネパール、バングラデシュの3か国のみで活動を実施。

ライン調査の質問事項、方法、対象地域に関しては、最終的に JICA、国際 NGO、 受注者が協議の上決定することとする。

#### 2) 改善活動の実施

実際の衛生行動改善活動(手洗い施設の建設、資機材の配布、啓発活動、衛生行動改善のためのハンドブック作成/更新等)に関しては主要な公立の小学校、公立の病院をそれぞれ 15 施設程度選んで実施する。手洗い施設の建設、資機材の配布に関しては、ベースライン調査結果をもとに必要と思われる石鹸・手洗い場やパーティション等、整備すべき施設・機材のリストを作成した上で、施設を設置するための工事、資機材の供与を行う。なお、手洗いの水源確保を目的とした配水管から学校への接続、安価な手押しポンプ井戸の設置などの小規模な工事、必要な衛生環境を保証するためのトイレの設置/改善についても必要に応じて本活動内容に含めることとする。上記施設の建設、資機材の配布の他、提携 NGO のリソースを用いた啓発・研修活動を行う。可能であれば JICA 側から提案・提供された方法やツール(手洗いソングや教材等)も使用することとする。

#### 3) 衛生行動改善ハンドブックの作成

実施されたパイロット活動によって得られた結果・知見を基に現地で使用される 衛生行動改善ハンドブックを作成(現地に既存のものがある場合は更新も可)する。 対象国公用語で作成するとともに、現地語の作成についても検討する。

#### 4) エンドライン調査の実施

ベースライン調査を実施した施設においてエンドライン調査を実施する。エンドライン調査では基本的にベースライン調査と項目・方法ともに同様とするが、必要に応じて調査項目・方法を変更することも可能とする。

5) プロジェクトのビジビリティ向上及び成果の普及

上記の活動の他、テレビやラジオを通じた全国への衛生啓発のキャンペーンの実施、パイロット地域から得られた知見をまとめたハンドブックの全国規模での利用可能性の検討、ベースライン調査結果の WHO/UNICEF 及び他ドナーとの共有、NGO と JICA がタイアップして広報を行う等、裨益効果をパイロット地域から全国へ普及するための活動を検討する。

(5) パイロット活動によって得られた知見の整理(2021年8月~2022年1月)

NGO からの進捗報告、業務完了報告書及びその他の資料・データに基づき、JICA の衛生行動に関する執務参考資料の作成を念頭に置いて、パイロット活動で得られた衛生行動改善のための知見と教訓を整理する。この他、各国のパイロット活動結果を比較し、有効な支援方法の抽出・分析を行うとともに、衛生行動改善に関する今後必要と思われる調査内容、対象国政府の衛生行動に関する政策や今後の協力に対する提言の検討を行う。データセットについては、JICA による対外発信のための論文作成を想定して整理する(今回の業務に論文作成は含まれない)。

なお、受注者 2 名による対象 4 か国(それぞれ 7 日間を予定)の現地訪問をパイロット活動の後半である 2021 年 10 月~12 月頃に実施する予定とする(ただし、COVID-19 の感染拡大状況を考慮して、延期・中止もあり得る)。

(6) 衛生行動改善に関する JICA 執務参考資料(原稿案)の作成(2021年7月~2022年2月)

JICA の既存執務参考資料である「村落衛生に関する国際協力の手引き」を基に、学

校・保健施設の衛生行動改善部分を作成する。

- (7) 最終報告書の作成(2021年11月~2022年2月)
  - 1) 最終報告書(案)の作成と内部検討会への参加 パイロット活動の分析結果を基にした知見、教訓や提言等のナレッジの整理を行い、最終報告書(案)を作成する。

#### 2) 内部検討会への参加

内部検討会に参加し、最終報告書(案)をもとに活動結果を JICA に報告すると 共に、最終報告書の取り纏めや本研究のブリーフノート作成方針について確認する。

(8) 最終報告書の取り纏め(2022年3月)

最終報告書(案)に対するコメントを踏まえ、必要な修正や加筆を行い、最終報告書として取り纏める。

(9) 対外発信資料、本研究のブリーフノートの作成

ベースライン調査結果及びパイロット活動の成果を分析の上、国際会議での発表を 想定したプレゼンテーション資料 (MS PowerPoint)、報告文案をまとめる。また、最 終報告書を基に、対外発信を想定した本研究のブリーフノート(A4 で 10 ページ程度) の作成を行う。

#### 4. 業務の工程

業務工程(案)は下表のとおり。2020年11月下旬に業務を開始し、2022 年3月上旬に最終成果品を当機構に提出することを想定している。

2020/12~ 2021/12~ 2020/11 2021/3~5 2021/6~8 2021/9~11 業務の内容 2022/3 2021/2 (1) 衛生行動に関する基礎情報収集・分析・業務方針の検討 (2) パイロット地域の選定 (3) 国際NGOの選定 (4) パイロット活動の実施 (5) パイロット活動によって得られた知見の整理 (6) 衛生行動改善に関するJICA執務参考資料の作成 (7) 最終報告書の作成 (8) 最終報告書の取り纏め (9) 対外発信資料、本研究のブリーフノートの作成

表2:業務の工程

#### 5. 報告書等(成果品)

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(2) を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2022年3月上旬を予定している。な お、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は 別途用意すること。

- (1) 業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの) 和文1部(簡易製本)、電子ファイル
- (2) 最終報告書

和文3部(製本)、電子ファイル 冒頭に要約を入れること。

(3) 衛生行動改善執務参考資料

既存の衛生に関する執務参考資料を参考にして、衛生行動改善に焦点を当てた 執務参考資料を新たに作成する。

和文1部、電子ファイル

(4) 本研究ブリーフノート

本研究の成果を対外説明資料として作成する。

和文1部、英文1部、仏文1部、電子ファイル

(5) パワーポイント資料や報告文案

国際会議等対外発信用としてブリーフノートの内容を踏まえたパワーポイン ト資料 (30スライド程度を想定) や報告文案を作成する。

和文1部、英文1部、電子ファイル

(6) 本研究によって得られたデータセット

ベースライン、エンドライン調査結果等のデータをデータリストと共にまとめる。データ形式については、JICA緒方貞子平和開発研究所と協議の上、決定する。

電子ファイル

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(別紙)

#### 最終報告書目次案

注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、本業務を通 して得られた結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

表紙、序文、要約、目次

- 第1章 はじめに
  - 1.1 本研究の背景と目的
  - 1.2 本研究の概要と実施方針
    - 1.2.1 本研究の概要
    - 1.2.2 対象分野と対象地域
    - 1.2.3 実施方針
  - 1.3 本研究の実施体制とスケジュール
- 第2章 バングラデシュにおけるパイロット活動結果
  - 2.1 ベースライン調査
  - 2.2 施設建設及び資機材の配布
  - 2.3 啓発活動
  - 2.4 エンドライン調査
  - 2.5 成果の普及に関する活動
- 第3章 ネパールにおけるパイロット活動結果
  - 3.1 ベースライン調査
  - 3.2 施設建設及び資機材の配布
  - 3.3 啓発活動
  - 3.4 エンドライン調査
  - 3.5 成果の普及に関する活動
- 第4章 タンザニアにおけるパイロット活動結果
  - 4.1 ベースライン調査
  - 4.2 施設建設及び資機材の配布
  - 4.3 啓発活動
  - 4.4 エンドライン調査
  - 4.5 成果の普及に関する活動
- 第5章 マダガスカルにおけるパイロット活動結果
  - 5.1 ベースライン調査
  - 5.2 施設建設及び資機材の配布
  - 5.3 啓発活動
  - 5.4 エンドライン調査
  - 5.5 成果の普及に関する活動
- 第6章 パイロット活動結果の比較及び有効な支援方策の抽出・分析
- 第7章 新たな調査や今後の協力に対する提言
  - 7.1 衛生行動改善に関する今後必要と思われる調査内容

# 7.2 政策や今後の協力に対する提言

## 参考文献

付属資料 参考文献一式 NGOによる業務完了報告書 衛生行動改善執務参考資料(案) 本研究ブリーフノート(和文)(英文) 国際会議での発表を想定したプレゼンテーション資料(MS PowerPoint) 本研究によって得られたデータセット(ベースライン、エンドライン調査結果等)

以上

# 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書案」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

#### 1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項		頁数目安	
		JV	
表紙			
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力			
(1)類似業務の経験 <u>類似業務:水供給・衛生にかかる各種業務</u>	6	注	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	1~2	1~2	
2 業務の実施方針等			
(1)課題に関する現状認識	5 頁	以下	
(2)業務実施の基本方針	5 頁以下		
(3)作業計画/要員計画	3 ~ 4		
(4) その他	1 -	~ 2	
3 業務従事予定者の経験、能力等			
(1) 評価対象業務従事者の経歴	5,	⁄人	

注)共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成 員)にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」 を頁数目安として下さい。

#### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

## (1)業務の工程

「第2章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に示した業務に応じた

注 2) IS09001 等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

#### 業務量を算定してください。

1)作業人月(目途):

(全体)約17.0人月

(内訳) 現地作業:約 1.9人月(現地渡航回数:延べ8回)

国内作業:約 15.1人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

#### (3)業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任者/衛生1(2号)
- ② 衛生2(3号)
- ③ NGO 連携
- (4) 各業務従事者の評価に際しての類似業務/対象国/語学力

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:業務主任者/衛生1】

- a)類似業務経験の分野:水供給・衛生にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:全世界
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者:担当分野 衛生2】

- a) 類似業務経験の分野:水供給・衛生にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:全世界
- c) 語学能力: 英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

#### (5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの 業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の 技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の 所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。

#### (6) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。た

だし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、 当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション 能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写 しを添付してください。

#### (6)配布資料

下記については電子データによる配布を行います。希望者は JICA 地球環境部 水資源グループ(gegwt@jica.go.jp)までご連絡下さい。

- ▶ JICA 地球環境部水資源グループ作成「新型コロナウイルス感染拡大に伴う水供給・衛生分野の課題及び協力ニーズ (Ver. 1)」
- ▶ 「村落衛生に関する国際協力の手引き」
- ▶ 「日本の国際協力における衛生支援ガイドブック」
- ➤ JICA が収集・整理した資料
- ▶ JICA が作成しているローカルコンサルタント契約関連書類の雛形

#### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

# (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する 各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、 法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですの で、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。ただし、類似業務実績は3件までとし、様式4-1(その2)を使用してください。

#### (2)業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書案」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

➤ COVID-19 と衛生行動 (Hygiene) 及び、衛生行動と水系感染症に関する現状と課題

#### 2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面

では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。<u>なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事</u>項等あれば、提案して下さい。

#### 3) 作業計画/要員計画

上記「(2)業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1.プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は機構(機構の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2019年4月)」I.の「1.プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4)技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

#### ▶ 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

#### ▶ 構成・分量

「1.技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙:評価表

# 別紙

# 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人と	しての経験、能力	1 0
(1)類似業務の経験	<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	6
(2)当該業務実施上のバック アップ体制(本邦/現 地)	<ul> <li>・現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>IS09001 等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。</li> </ul>	4
2. 業務の実施方針等		4 0
(1)課題に対する現状認識	<ul> <li>提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。</li> <li>課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。</li> <li>抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。</li> <li>記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。</li> </ul>	1 6
(2)業務実施基本方針の的確 性	<ul> <li>業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。</li> </ul>	1 8
(3)作業計画・要員計画の妥 当性	<ul> <li>提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、 業務実施上重要な専門性が確保されているか。</li> <li>各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。</li> </ul>	6

3. 業務主任者及び業務従事者の	の経験・能力	5 0
(1)業務主任者の経験・能力: 業務主任者/衛生1		3 5
イ 類似業務の経験	<ul> <li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	1 5
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験		6
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	6
ニ 業務主任者等としての 経験	● 最近10年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。	5
ホーその他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格などがあるか。	3
(2)業務従事者の経験・能力	: 衛生2	1 5
イ 類似業務の経験	<ul><li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li><li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li><li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li><li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li></ul>	7
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験	<ul><li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li><li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li><li>● 業務従事の長短を考慮する。</li></ul>	3
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	3
ニ その他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格などがあるか。	2

## 第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」(本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。)に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」(2020 年 4 月)(下記 URL 参照)にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\_qcbs.html

#### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### 2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書*(「別添様式集」参照)*の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### (1)費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします (別添様式1-2参照)。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
	(1)旅費(航空賃)	本邦又は第三国から対象国への航空賃
Ⅱ.直接経費	(2)現地関連費	①旅費(日当・宿泊費) 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ②一般業務費(現地支出分) 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する 直接経費
	(3)国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	(4)機材費	機材購入費・輸送費等
	(5)再委託費	業務の一部を再委託(下請負)するための経費 (機構が認める場合に限る。)
Ⅲ. 消費税		消費税及び地方消費税

#### (2)報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日30日、国内業務は実働日20日で1人月として 積算して下さい。

## (3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績(例:渡航回数、現地での業務従事人月等)を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

#### 3. 定額で計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させて頂きます。

なお、国際 NGO への委託に必要な経費は、JICA が国際 NGO と直接契約するため、JICA と受注者との契約金額には含めません。

旅費(航空賃):8,000千円(消費税抜き)

# 第5章 契約管理及び契約金額の確定 (精算)に係る留意事項

経費確定(精算)報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/20151013\_02.html

#### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目			数量等実績確認の有無		
Ι.	報酬		無:		
	直接経費	(1)旅費(航空賃)	有:渡航回数を確認		
П.		(2)現地関連費	有:現地業務人月(人日)を確認 注)ただし、現地業務人月に関係しない 経費については、数量等の実績 確認は行わない。		
		(3)国内関連費	無		
		(4)機材購入費	有:購入された機材の内容と契約終了時 の取扱いを確認		
		(5)再委託費	無:		

#### 2. 請求金額確定の方法

## (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定(精算)報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

#### 1)数量の確認が必要な金額の確定

経費確定(精算)報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月(現地/国内)及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

旅費(航空	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確
賃)	認します。
	個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、
	エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数の
	みを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定
	金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上
	限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月
	を確認します。現地の業務人月(人日)を確認し、契約書

	<u> </u>
	に記載された現地関連費の1人月(人日)あたりの単価を
	乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月(人日)数
	量については、契約書に記載された現地業務人月(人日)
	を上限とします。
機材購入費	「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を
	確認します。
	契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のとお
	りの種類・数量の機材が購入されているか確認します。併
	せて、契約終了時の機材の取扱い(現地事務所への返納又
	は現地政府関係者への譲与等)を確認します。
	適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理す
	ることが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額と
	します。

2) 数量の確認が不要な金額の確定 契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

#### (2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類(領収書等) に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること (定額計上金額の支出対象としてよいこと)を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

#### 3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

# 【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン (2018 年 5 月)」 が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4.契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

(1)契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4)要員に係る合意事項」については、入札によって 既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

(2)業務計画書等の提出 適用されます。

(3)費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

(4) その他契約金額内訳に係る事項

**定額計上した「直接経費」のみ**を対象に適用されます。ただし、「5)旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(5)業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させて頂きます。

(6) 現地再委託契約

「再委託費」が**定額計上した「直接経費」**である場合に限り、適用されます。

(7)機材調達・管理

「機材費」が<u>定額計上した「直接経費」</u>である場合、適用されます。ただし、「4)調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(8) 本邦研修受入れ

適用されます。

本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。

(9) 契約の変更 適用されます。

(10) 不可抗力

適用されます。

(11) 業務の完了

適用されます。ただし、「2)継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限ります。

以上

## 第6章 契約書(案)

## 業務実施契約書(案)

1 業務名称: プロジェクト研究「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行

動改善」(一般競争入札(総合評価落札方式))

2 業務地: 全世界

3 履行期間: (西暦で記入)年 月 日から

(西暦で記入)年 月 日まで

4 契約金額: 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と 受注者名を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に 基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って 誠実にこれを履行するものとする。

#### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる 各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### (監督職員等)

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものと する。
  - (1) 監督職員: 地球環境部水資源第二チームの課長
  - (2) 分任監督職員: なし

#### (「契約金額の精算」条項の変更)

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は 次の各号のとおり確定する。
  - (1) 直接経費のうち、航空賃及び現地関連費

航空賃については渡航回数を確認し、航空賃に係る契約単価を乗じて、航空 賃内訳額の範囲内で金額を確定する。また、現地関連費については、現地業務 人月(人日)を確認し、月額(日額)単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲 内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月(人日)とは、現地業 務に係る報酬の対象となる人月(人日)を意味する。

(2) 直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費 国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもっ て金額を確定する。

(3)報酬

契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 直接経費の例外

第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- 航空賃、現地関連費
- 国内関連費
- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第 14 条 (契約金額の精算) 及び約款第 15 条 (支払) の規定を次の各号のとおり変更する。
- (1)約款第14条第2項中「契約金額精算報告書(以下「精算報告書」という。)」 を「経費確定(精算)報告書(以下、「経費報告書」という。)」に変更する。
- (2) 約款第 14 条第 3 項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、 証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出 を省略することができる。」を削除する。
- (3) 約款第14条第4項から第6項を削除し、第4項として、「発注者は、第1項 の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべ き額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければな らない。」を挿入する。
- (4) 約款第 15 条第 1 項中「前条第 5 項の規定による確定金額」を「前条第 4 項の規定による確定金額」に変更する。

#### (共诵仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。
  - (2)第26条 契約金額精算報告書 本条を削除する。
  - (3) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。

#### ※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

#### <例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

## 2000年00月00日

受注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 植嶋 卓巳

# 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報 」 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html</a>) にある「契約約款」に示す通りとします。

# 附属書I「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報 」 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html</a>) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

#### [附属書Ⅲ]

# 契約金額内訳書

Ⅰ. 報酬 ●●, ●●●, 〇〇〇円(内訳別表)

Ⅱ. 直接経費 ●, ●●●, 000円

(1) 旅費(航空賃) ●●●, 000円

1) Cクラス: ●●●, 000円×O往復=●●●, 000円

2) Yクラス: ●●●, 000円×O往復=●●●, 000円

(2)現地関連費 ●●●, 000円 *内訳: ●●●*, 000円×O. *○人月* 

(3) 国内関連費 ●●●, 000円 (一式)

(4)機材費 ●●●, 000円 (例:定額計上) 12

(5) 再委託費 ●●●, 000円 (一式)

Ⅲ. 小計 ●●, ●●●, 000円

♥. 合計 ●●, ●●●, ●00円

- ▶ 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認 の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

<sup>12</sup> 各費目内で定額計上分は分けて記載し、【定額計上】と追記してください。

別表:報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
合	計			

# 別添様式集

# 第1 入札に関する様式

別添様式1-1 入札書

別添様式1-2 入札金額内訳書

# 第2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式2-1 技術提案書頭紙

別添様式2-2 技術提案書表紙

(別添様式1-1)

入 札 書

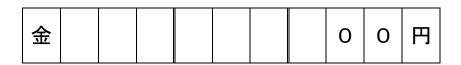
2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代表者役職・氏名 即

# 案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式)) 調達管理番号:

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。



(消費税及び地方消費税●,●●●,●00円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものと します。

以上

入札書への添付は不要です。落 札後、落札者のみから提出を求 めるものです。

契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式1-2)

# 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号/名称

件名:案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

Ι	報酬	円
	直接経費 (1)旅費(航空賃) (2)現地関連費/旅費(日当・宿泊費) (3)現地関連費/一般業務費(現地支出分) (4)国内関連費/一般業務費(国内支出分:報告書印刷費 (5)機材購入費 (6)再委託費	円 円 円 (等) 円 円
<u>合</u>	計	円
消	費税及び地方消費税の合計金額	円
総	計(入札金額)	円

(別添様式1-2)

I 報酬	円
------	---

担当業務	格付 (号)	月額(円)	作業人月	金額(円)	
/]	ト 計				

Ⅱ 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額(円)	

(別添様式1-2)

(2) 旅費(日当・宿泊費)	円
----------------	---

担当業務	格付(号)		金額(円)			
		日当 (円)		宿泊費(円	並供(口)	
		× =	:	× =		
小 計						

(3) 一般業務費(現地支出分)

費目	内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

# 別添様式集

(別添様式1-2)

(4) -	一般業務費(国内支出名	分:報告書印刷費等)		円			
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備	考
		合 計					
(5) 相	幾材購入費	円					
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備	考
		合 計					
(6) ‡	再委託費	円					
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備	考
		合 計					

(別添様式2-1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 《全省庁統一資格業者コード》 《コンサルタント等の名称》 《代表者名》 印

# 〇〇〇国《案件名》(調達管理番号:XXX) に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に 基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に 関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当 せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

# 独立行政法人国際協力機構

○○○国《案件名》

(調達管理番号:XXX)

技術提案書

# 年 月

<全省庁統一資格業者コード> コンサルタント等の名称

> 担当者名: 電話番号:

FAX 番号:

e-mail アドレス:

緊急連絡先: